

平成26年
4月1日施行

相模原市防災条例を制定

大規模な災害に対しては、行政による対策「公助」だけではなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、市民一人ひとりが自発的な防災対策に取り組むことが重要です。

こうしたことから、市では災害に強いまちづくりを推進するため、市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定めた「相模原市防災条例」を制定しました。この条例に基づく取り組みを進め、災害に対する市民生活の安全・安心の向上・確保をめざします。

防災対策の基本的な考え方とそれぞれの取り組み

市民、事業者

自助

自らの身は
自ら守る

家族、友人等（従業員等）との連絡・安否確認手段の確保
居住地（事業所）周辺の危険箇所・災害履歴の確認
避難経路・場所・方法の確認
3日分以上の食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
家具等の転倒の防止 出火の防止
初期消火に必要な資機材の準備
建築物等の耐震性・耐火性の向上

公園、緑地等の整備
市立小中学校での防災教育
防災訓練の実施
地域特性（市街地、中山間地域、河川流域）に応じた対策の実施
広域的な受援体制の整備
生活必需物資等の事業者との協定等の締結

地域

共助

自分たちのまちは
自分たちで守る

自主防災組織の活動への参加
防災訓練への参加
避難所運営の協力
災害時の初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等

国・県・市・関係機関

公助

市などによる
取り組み

防災条例に定める責務と推進体制

市民の責務

災害が発生した場合に、自分や家族の安全を確保するため、必要な備えと、必要な知識・技術の習得に努める。

災害が発生した場合に、地域（近隣世帯など）が相互に協力し、防災対策を円滑に行えるよう、日頃から自主防災組織の活動への参加や、市が行う防災対策に協力するよう努める。

事業者の責務

災害が発生した場合に、従業員や来所者等の安全の確保、事業活動の迅速な回復を図るため、必要な備えや、必要な研修・訓練等の実施に努める。

地域社会の一員として、市民・自主防災組織と連携し、市が行う防災対策に協力するよう努める。

市の責務

市が有する全ての資源・機能を十分に生かし、国や他の地方公共団体、市民、自主防災組織、事業者などと連携・協力しながら、防災対策を推進する。

市民や事業者に対し、日頃から防災意識の高揚を図るため、自助や共助の考え方について周知するとともに、災害が発生した場合には、災害に関する情報を迅速・的確に提供する。

応急対策

市、市民等、事業者等は、災害の発生や発生するおそれがある場合は、帰宅困難者の支援策を含む応急対策を定めています。

復旧・復興対策

市は、災害が発生した場合は、災害の復旧に迅速に取り組むとともに、復興計画を策定し、実施する。

防災対策の推進体制等

防災対策を推進するため、市民や関係機関と連携した体制を確立する。

「市防災週間」を設け、防災対策への関心・理解を深める取り組みを広く周知する。

市域外で災害が発生し、本市の支援が必要な場合は迅速に支援する。